

「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」登録 実施要領

1 目的

府民の皆さんが山城産食材を食べて楽しめるお店を、「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」として登録し、健康で豊かな食生活の実現、山城産農産物の利用推進、地域の食文化等への理解促進を図る。

2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は下記のとおりとする。

- (1) 山城産食材：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村内で生産された農林畜産物
- (2) 「京やましろ食～京やましろ産食材提供店」：山城産食材を用いた料理や食品の販売を目的とする府民の皆さんを利用できる飲食店及び飲食料品小売業者

3 登録認定機関

やましろ産ごちそうさんプラットホームが認定する。

4 登録要件

- (1) 飲食店については次に掲げる要件を満たすこと
 - ア 山城産食材の使用をメニュー・商品等により表示していること
 - イ 使用している食材について説明できること
 - ウ 毎月3日の「京やましろ産ごちそうさんの日」にあわせ、意識して山城産食材を使った料理・商品を提供すること
 - エ 使用する山城産食材について、市場、その他産地直送又は自家栽培による確実な仕入れルートを有すること
 - オ 食品衛生法等関係法令を遵守していること
- (2) 飲食料品小売業については次に掲げる要件を満たすこと
 - (1) のア～オに加えて、
 - カ 食品（加工品）は、自社企画製品であること
 - キ 本社所在地が山城地域であって、山城地域において飲食料品小売店舗（本社での小売を含む）を有すること。ただし、本条件を満たせば、山城地域外の店舗も対象とする。

5 登録申請の方法

- (1) 登録を受けようとする飲食店及び飲食料品小売業者は、登録申請書を認定機関に提出する
- (2) 登録申請は店舗毎に行うものとし、申請者は飲食店及び飲食料品小売業者の経営者又は、山城産食材の納入業者とする。

6 認定審査

認定機関は、「京やましろ食～京やましろ産食材提供店～」登録認定会議を開催し、前項の申請書を受理した場合は、登録要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

7 登録証の交付

認定機関は、登録の要件に適合した場合は登録証を交付する。

8 認定期間

認定期間は認定の日から1年間とする。

9 登録の更新 登録内容の変更

- (1) 登録期間内に辞退の申し出がない場合は、さらに1年間登録を継続するものとし、以降同様とする。
- (2) 登録店は申請した内容に変更が生じた場合又は登録の辞退を行う場合は別紙様式の届出書により当該内容の変更又は登録辞退の届出を行う。
- (3) 登録店が登録要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等登録店に相応しくない事由が発生したときは、認定機関は登録を取り消し、登録証の返却を求めることができる。
- (4) 登録更新に合わせて登録店の交流会を行うなど、登録店の意識の向上を図ることとする。

10 登録店の役割

登録証を店舗の見えやすい場所に掲示するとともに、自らも登録店であることをPRするとともに、地産地消の推進及び山城産食材のPRに努める。

11 登録認定機関の役割

- (1) 登録店であることを表示するPRツールの提供
- (2) 京都府ホームページへの掲載やマスコミへの情報提供など、登録店の広報の実施
- (3) 山城産食材等の情報提供

12 その他

その他認定の実施に必要な事項は、登録認定機関が別に定める。

附則

この要領は、平成28年12月8日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月20日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月5日から施行する。ただし、要領4の(1)の(カ)について、これまでの登録店舗にあっては、令和5年1月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。